

東松島市中小企業金融支援事業 「物価高騰等対応型融資連動給付金」のご案内



物価高騰等の経済情勢の変化等外部要因により、売上高等が減少している市内の中小企業者の負担を軽減するため、以下の融資を利用した場合に支払った保証料や利子相当額の一部を給付金として支給します。

対象者

以下の条件をすべて満たす方が対象になります。

○物価高騰等の経済情勢の変化等外部要因により、一時的に業況の悪化などの影響を受け、以下の1及び2いずれかの融資を利用した中小企業者。ただし、令和8年4月1日から令和8年12月31日までに融資実行されたものに限りします。

1. 宮城県緊急経済変動対策資金（地域経済対策枠）
2. 日本政策金融公庫 経営環境変化対応資金（セーフティネット貸付）

○市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者で、法人にあっては、市内に本店又は主たる事業所を有し、個人事業主にあっては市内に1年以上継続して在住していること。

○東松島市暴力団排除条例(平成24年東松島市条例第44号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等に該当しないこと。

○市税等の滞納が無いこと。

給付金額

【一事業者あたり上限 30万円】

※1 上記1の資金の場合、**保証料の総額**。

※2 上記2の資金の場合、**返済予定表より算出された最長5年分の利子相当額**。

（当該保証料・利子に対し、本給付金以外の補給を受けている場合はその補給額を**控除した額**とする）

申請の流れ

※1の承認申請は
R9.1.29まで

1 承認申請書類の提出

2 承認・不承認通知送付

承認の方のみ

3 交付申請書兼請求書の提出

4 受付・審査

5 交付決定通知書発行

6 給付金交付

申請者

市

○承認申請の手続き（令和9年1月29日(金)まで）

給付金の申請をされる方は、融資実行後速やかに以下の書類を市へ提出し、給付金の承認を受けてください。（期限を過ぎますと申請出来なくなりますのでご注意ください。）

・提出書類

- ①承認申請書兼誓約書（様式第1号）、②信用保証決定のお知らせ(お客様用)の写し（緊急経済変動対策資金のみ）
- ③融資に係る金銭消費貸借証書の写し、④法人の場合は登記事項証明書の写し、個人事業主の場合は住民票抄本の写し
- ⑤融資に係る償還予定表の写し ⑥市税等に滞納がないことの証明書
- ⑦代表者本人を確認できる書類の写し 例)運転免許証、パスポート等

○承認後の申請・請求手続き（令和9年2月26日(金)まで）

承認を受けた事業者には、承認通知と併せて交付申請用紙を送付いたしますので、受領後、速やかに申請手続きをお願いいたします。

※予算の上限に達した時点で申請受付を終了させていただきます。

よくあるお問合せについて

〈給付金について〉

Q 複数回借り入れをした場合、利用した融資のすべてが給付金の対象になるのか。また、信用保証料を分割納付した場合、納付した額がすべて給付金の対象となるのか。

○給付金対象期間中に複数回借り入れをした場合、利用した融資のすべてが給付金の対象になります。ただし、給付金の上限は、一事業者あたり30万円です。なお、**承認申請は融資毎に行ってください**。また、分割納付した場合は、1回目に支払った信用保証料のみ給付金の対象となります。

〈対象者について〉

Q 対象者は市内において1年以上継続して同一事業を営んでいる者、法人にあっては、市内に本店又は主たる事業所を有し、個人事業主にあっては市内に1年以上継続して在住していること、とあるが、期間を判断する上での基準日はいつになるのか。

○対象資金の融資実行日が基準日になります。つまり当該基準日時点において、1年以上継続して事業を営んでいる者であることが必要です。具体的には以下の図に該当する場合は補助対象になります。

法人 基準日時点で、市内で1年以上同一事業を継続して行い、かつ市内に本店等を有している。

個人 基準日時点で、市内で1年以上同一事業を継続して行い、市内に1年以上継続して在住している。

融資
実行
日

基準日

申込先 東松島商工観光課 商工振興・企業誘致係

TEL 0225-82-1111（内線5151） FAX0225-82-3804